

獣医学教育に関する基準の改定について
 (新旧対照表及び改定の理由・内容)

2022年11月22日
 公益財団法人 大学基準協会

この度の獣医学教育に関する基準の改定にあたっては、大項目の構成を変更するなど抜本的な見直しを行ったことから、新旧対照表においては、分かりやすさに配慮し、旧基準（現行基準）に対する新基準（改定案）の対照を示すこととする。

I. 「獣医学教育に関する基準について」

旧	新	改定の理由・内容
<p>獣医学教育に関する基準について</p> <p>(1) 獣医学教育に関する基準は、大学基準協会（以下「本協会」という。）が平成9年2月28日改定した基準をもとに、学士課程における獣医学教育の質の維持及び向上を図るとともに、現在の学士課程における獣医学教育の現状、国際的な獣医学教育の水準を視野に、専門分野別評価を行うために改定したものである。</p>	<p>獣医学教育に関する基準について</p> <p>(1) 獣医学教育に関する基準は、大学基準協会（以下「本協会」という。）が平成9年2月28日付で改定した基準をもとに、学士課程における獣医学教育の質の維持及び向上を図るとともに、現在の学士課程における獣医学教育の現状、国際的な獣医学教育の水準を視野に、分野別評価を行うために設定したものである。</p> <p>(2) 獣医学は基礎となる学理の展開を図る基礎分野、動物の疾患の成り立ちを究める病態分野、獣医学の社会への展開を図る応用分野及び獣医療を目的とした学理の展開を図る臨床分野から構成される。また、基礎分野及び病態分野では演繹論的要素、応用分野では技術論的要素、臨床分野では経験論的要素を重視しつつ、四分野が一体となった総合学として展開される。</p>	<p>表記の変更</p> <p>現行基準の大項目「本文に記載のあった「②獣医学教育（学士課程）の範囲」を移動</p>

<p>(2) 本協会は、大学が教育研究の適切な水準の維持・向上を図るための指針として、<u>本協会が行う</u>大学評価の基準である「<u>大学基準</u>」をはじめ、諸基準の設定・改定を行ってきた。</p> <p><u>獣医学教育に関する基準</u>は、大学基準を頂点とする本協会諸基準の中に位置づけられるものである。</p> <p>(3) 獣医学教育に関する基準は、以下の8つの大項目により構成されている。</p> <table border="1" data-bbox="203 1166 929 1409"> <tr> <td>1 使命・目的</td> <td>4 教員・教員組織</td> </tr> <tr> <td>2 教育課程・学修成果</td> <td>5 学生支援</td> </tr> <tr> <td>(1) 教育課程</td> <td>6 教育研究等環境</td> </tr> <tr> <td>(2) 学習成果</td> <td>7 社会連携・社会貢献</td> </tr> <tr> <td>3 学生の受け入れ</td> <td>8 点検・評価、情報公開</td> </tr> </table>	1 使命・目的	4 教員・教員組織	2 教育課程・学修成果	5 学生支援	(1) 教育課程	6 教育研究等環境	(2) 学習成果	7 社会連携・社会貢献	3 学生の受け入れ	8 点検・評価、情報公開	<p>(3) 本基準が対象とする獣医学教育を行う課程（学士課程）においては、獣医師として飼育動物に関する診療及び衛生指導その他の獣医事をつかさどることにより、動物の保健衛生、公衆衛生の向上及び畜産業の発達、さらには<u>人類と動物の福祉</u>に貢献する人材を養成する使命がある。また、獣医師には、ライフサイエンス等の動物科学分野を広く探求し、社会に貢献する使命もあることから、獣医学に関する知識及び技能を授け、あわせてその実践能力を展開させ、獣医学に求められる社会的使命を遂行し、生涯にわたって自己の資質向上に努めることのできる人材を養成することが必要である。</p> <p>(4) 本協会は、大学が教育研究の適切な水準の維持・向上を図るための指針として、大学評価の基準である「<u>大学基準</u>」をはじめ、諸基準の設定・改定を行ってきた。本基準は、「<u>大学基準</u>」を頂点とする本協会諸基準の中に位置づけられるものである。</p> <p>(5) 獣医学教育に関する基準は、以下の<u>6</u>つの大項目により構成されている。</p> <table border="1" data-bbox="965 1166 1713 1326"> <tr> <td>1 使命・目的</td> <td>2 教育の内容・方法・成果</td> </tr> <tr> <td>3 教育研究等環境</td> <td>4 学生</td> </tr> <tr> <td>5 教員</td> <td>6 自己点検・評価</td> </tr> </table>	1 使命・目的	2 教育の内容・方法・成果	3 教育研究等環境	4 学生	5 教員	6 自己点検・評価	<p>獣医学教育の使命・目的を追加（大項目1の本文と対応）</p> <p>動物の福祉に関する観点を追加</p> <p>表記の変更</p> <p>大項目を統廃合し、その数及び名称を変更</p>
1 使命・目的	4 教員・教員組織																	
2 教育課程・学修成果	5 学生支援																	
(1) 教育課程	6 教育研究等環境																	
(2) 学習成果	7 社会連携・社会貢献																	
3 学生の受け入れ	8 点検・評価、情報公開																	
1 使命・目的	2 教育の内容・方法・成果																	
3 教育研究等環境	4 学生																	
5 教員	6 自己点検・評価																	

(4) 基準の各大項目は、項目ごとに示した「本文」及び「評価の視点」により構成されている。

「本文」は、獣医学教育の使命・目的を実現するために必要な要素について、大綱的に定めたものである。

「評価の視点」は、評価に際し、「本文」に定められた要素を満たすにあたって、必要とされる諸点について定めたものである。

この「評価の視点」には、次の2つの機能がある。

- ① 各大学の獣医学教育組織が自己点検・評価活動を行う際に確認する具体的な視点としての機能
- ② 本協会の評価者が獣医学教育の評価を行う際に確認する具体的な視点としての機能

(5) 各評価の視点における判定

各評価の視点に対する評価は、「概評」において記述する。その上で、「提言」において以下の指摘をすることがある。

- ① 目的を実現するための取り組みとして成果が上がっている、又は機能していると評価できる場合は、当該事項を〈長所〉に付す。
- ② 取り組みとして〈長所〉とまでは評価できないが、目的に即した特色ある取り組みとして評価できる場合は、当該事項を〈特色〉に付す。
- ③ さらになる取り組みが必要と判断される場合ある

(6) 本基準の各大項目は、「本文」及び「評価の視点」により構成されている。

「本文」は、その大項目の趣旨を定めたもので、獣医学教育(学士課程)に共通に課せられた基本的な使命を果たし、さらに獣医学の教育研究を担う組織(以下、「獣医学教育組織」という。)が独自に設けた目的を実現するために必要な内容を示している。

「評価の視点」は、「本文」の趣旨を踏まえ、①各大学の獣医学教育組織が自己点検・評価活動を行う際、②本協会の評価者が獣医学教育(学士課程)の評価を行う際、それぞれが依拠すべきポイントを個別的に示したものである。個々の「評価の視点」を解釈し、適用するにあたっては、必ず「本文」によってその趣旨を理解し、相互の関連性等に十分な注意を払うことが求められる。

(7) 各評価の視点の評価内容は「概評」に記述するとともに、以下の表に従い、必要に応じて「提言」として取り上げる。

提言の種類	内容
長所	・目的を実現するための取り組みとして成果が上がっている、又は十分に機能している場合
特色	・〈長所〉として取り上げるには当たらないものの、成果が将来的に期待できる又は目的に即した個性的な取り組みとして評価できる場合

<p>いは軽微な問題がある場合には、当該事項を〈検討課題〉に付す。</p> <p>④ 問題がある場合は、当該事項を〈勧告〉に付す。獣医学教育評価の結果は、〈勧告〉の状況を総合的に判断し、獣医学教育に関する基準に適合しているか否かを判定する。なお、獣医学教育課程（学士課程）として重大な問題が認められた場合は、獣医学教育に関する基準に適合していないものと判定する。</p> <p>〈勧告〉が付された事項については、3年後に提出する改善報告書において、評価結果で指摘されるに至った経緯とともにその後の「改善完了」状況を報告することが義務づけられる。</p> <p>〈検討課題〉が付された事項については、同じく3年後に提出する改善報告書において、評価結果で指摘されるに至った経緯とともにその後の「対応」状況を報告することが義務づけられる。</p>	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="996 154 1187 247"> <p>是正勧告</p> </td> <td data-bbox="1187 154 1691 247"> <ul style="list-style-type: none"> ・改善を図るべき特に重大な問題がある場合 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="996 247 1187 438"> <p>検討課題</p> </td> <td data-bbox="1187 247 1691 438"> <ul style="list-style-type: none"> ・〈是正勧告〉には相当しないものの、改善を図るべき問題がある場合 ・特色の伸長を図るために改善その他さらなる取り組みが必要と判断される場合 </td> </tr> </table> <p>(8) 本基準に適合しているか否かの最終的な判定は、「<u>是正勧告</u>」の状況を総合的に判断して行う。具体的には、「<u>是正勧告</u>」の内容を検討した結果、獣医学教育（学士課程）としての質に重大な問題があると判断された場合、本基準に適合していないと判定されることとなる。</p>	<p>是正勧告</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・改善を図るべき特に重大な問題がある場合 	<p>検討課題</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・〈是正勧告〉には相当しないものの、改善を図るべき問題がある場合 ・特色の伸長を図るために改善その他さらなる取り組みが必要と判断される場合 	<p>提言の名称を変更</p> <p>提言の名称を変更</p> <p>「改善報告書」を通じた改善状況の報告は評価方法に関わる記載であることから、基準前文からは削除する。</p> <p>なお、評価結果の指摘事項に関する対応については、『獣医学教育評価ハンドブック』のみに記載することとした。</p>
<p>是正勧告</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・改善を図るべき特に重大な問題がある場合 					
<p>検討課題</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・〈是正勧告〉には相当しないものの、改善を図るべき問題がある場合 ・特色の伸長を図るために改善その他さらなる取り組みが必要と判断される場合 					

II. 獣医学教育評価に関する基準

※斜線は「該当なし」を意味する

旧	新	改定の理由・内容
<p style="text-align: center;">獣医学教育に関する基準</p> <p style="text-align: center;">昭和 22 年 12 月 15 日決定 昭和 28 年 4 月 21 日改定 昭和 61 年 6 月 23 日改定 平成 9 年 2 月 28 日改定 平成 28 年 5 月 23 日改定</p>	<p style="text-align: center;">獣医学教育に関する基準</p> <p style="text-align: center;">昭和 22 年 12 月 15 日決定 昭和 28 年 4 月 21 日改定 昭和 61 年 6 月 23 日改定 平成 9 年 2 月 28 日改定 平成 28 年 5 月 23 日改定 令和 〇年〇月〇日改定</p>	
<p>1 使命・目的</p>	<p>1 使命・目的</p>	
<p>① 獣医学の使命・目的</p> <p>獣医学、すなわち動物医学は、生物学に基礎をおく応用科学であり、人類と動物の福祉に貢献することを使命とする。また、獣医学教育（学士課程）によって輩出される人材は、獣医師として飼育動物に関する診療及び保健衛生の指導その他の獣医事をつかさどることにより、動物の保健衛生、公衆衛生及び畜産業の発達に貢献する使命がある。獣医師には、ライフサイエンス等の動物科学分野を広く探求し社会に貢献する責務もある（注1）。</p> <p>獣医学教育の目的は、上記の獣医学の使命を果たすため、獣医学に関する知識及び技能を授け、合わせてその実践能力を展開させ、獣医学に求められる社会的使命を遂行し、生涯に</p>	<p>① 獣医学の使命及び獣医学教育（学士課程）の使命・目的</p> <p>獣医学、すなわち動物医学は、生物学に基礎をおく応用科学であり、人類と動物の福祉に貢献することを使命とする。また、獣医学教育（学士課程）によって輩出される人材は、獣医師として飼育動物に関する診療及び衛生指導その他の獣医事をつかさどることにより、動物衛生と公衆衛生の向上及び畜産業の発達に貢献する使命がある（獣医師法第1条）。さらに、獣医師には、ライフサイエンス等の動物科学分野を広く探求し社会に貢献する使命もある。</p> <p>獣医学教育（学士課程）の目的は、上記の使命を果たすため、獣医学に関する知識及び技能を授け、合わせてその実践能力を展開させ、獣医学に求められる社会的使命を遂行し、生涯に</p>	

わたり自己の資質の向上に努めることのできる人材を養成することである。その教育を行うにあたっては、特に以下の点に留意する。

- 1) 基礎分野と病態分野の教育においては、生命科学分野（ライフサイエンス分野）の全般を俯瞰し、応用及び臨床分野へと繋げていく能力の開発と養成を図ること。
- 2) 応用分野の教育においては、広く社会の要請（ニーズ）に応える応用技術を開発し、社会貢献（福祉）の観点からその発展を推進する能力の開発を図ること。
- 3) 臨床分野の教育においては、生命原理に基づく獣医医療の実践教育のみならず動物福祉を目的とした社会科学的教育にも重点をおくこと。
- 4) 常に課題を探求し、自ら学ぶ姿勢の涵養に努めること。
- 5) 生命観・倫理観の涵養に努めること。
- 6) 人類を取り巻く環境の意義の認識に努めること。
- 7) 国際感覚を備えた社会的教養人としての資質の開発に努めること。

② 獣医学教育（学士課程）の範囲

獣医学は、基礎となる学理の展開を図る基礎分野、動物の疾患の成り立ちを究める病態分野、獣医学の社会への展開を図る応用分野及び獣医医療を目的とした学理の展開を図る臨床分野から構成される。また、基礎分野及び病態分野では演繹論的要素、応用分野では技術論的要素、臨床分野では経験

にわたり自己の資質の向上に努めることのできる人材を養成することである。その教育を行うにあたっては、特に以下の点に留意する必要がある。

- 1) 基礎分野と病態分野の教育においては、生命科学分野（ライフサイエンス分野）の全般を俯瞰し、応用及び臨床分野へと繋げていく能力の開発と養成を図ること。
- 2) 応用分野の教育においては、広く社会の要請（ニーズ）に応える応用技術を開発し、社会貢献（福祉）の観点からその発展を推進する能力の開発を図ること。
- 3) 臨床分野の教育においては、生命原理に基づく獣医医療の実践教育のみならず動物福祉を目的とした社会科学的教育にも重点をおくこと。
- 4) 常に課題を探求し、自ら学ぶ姿勢の涵養に努めること。
- 5) 生命観・倫理観の涵養に努めること。
- 6) 人類を取り巻く環境の意義の認識に努めること。
- 7) 国際感覚及び社会的な教養を備えた人材の養成に努めること。

表記の変更

「獣医学教育に関する基準」（2）に移動

<p>論的要素を重視しつつ、四者が一体となった総合学として展開される。</p> <p>③ 獣医学教育（学士課程）の目的の設定、周知・公表 獣医学教育（学士課程）の目的は、当該獣医学教育（学士課程）を設置する大学の理念・目的に沿って定めなければならない。</p> <p>また、獣医学教育の教育研究を担う組織（以下、「獣医学教育組織」という。）は、獣医学教育（学士課程）の目的を学生及び教職員に周知するとともに、ウェブサイト、大学案内等を通じて、広く社会に公表しなければならない。</p> <p>（注1）獣医師法第1条（獣医師の任務）：第1条 獣医師は、飼育動物に関する診療及び保健衛生の指導その他の獣医事をつかさどることによって、動物に関する保健衛生の向上及び畜産業の発達を図り、あわせて公衆衛生の向上に寄与するものとする。</p>	<p>② 各獣医学教育組織における獣医学教育（学士課程）の目的 上記に基づき、各獣医学教育組織は、当該獣医学教育（学士課程）を設置する大学の理念・目的を踏まえながら、それぞれ独自に獣医学教育（学士課程）の目的を策定し、養成すべき人材像を明らかにすることが求められる。また、こうした目的は、教職員及び学生のみならず、広く社会一般に対しても公表しなければならない。</p>	<p>注を削除</p>
<p>< 獣医学教育（学士課程）の目的の設定、周知・公表 > 1-1 当該獣医学教育（学士課程）を設置する大学の理念・目的に沿って、獣医学教育（学士課程）の目的を定めていること。</p>	<p>1-1 獣医学教育（学士課程）の使命・目的及び当該獣医学教育（学士課程）を設置する大学の理念・目的を踏まえ、養成すべき人材像を明らかにした獣医学教育（学士課程）の目的を独自に設定していること。</p>	
<p>1-2 獣医学教育（学士課程）の目的を学生、教職員に周知していること。</p>	<p>1-2 獣医学教育（学士課程）の目的を教職員及び学生に周知し、かつ広く社会一般に公表していること。</p>	
<p>1-3 獣医学教育（学士課程）の目的をウェブサイト、大学案内等を通じて、広く社会に公表していること。</p>		
<p>2 教育課程・学習成果</p>	<p>2 教育の内容・方法・成果</p>	

(1) 教育課程

① 学位授与方針、教育課程の編成・実施方針の設定、公表
各獣医学教育組織は、自ら掲げる獣医学教育（学士課程）の目的に基づき、修得すべき知識・技能・態度など、獣医学（学士）の学位にふさわしい学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）を定め、公表しなければならない。また、学位授与方針に基づき、教育課程の編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）を定め、公表しなければならない。

② 教育課程の編成

各獣医学教育組織は、獣医学の教育課程の編成にあたって、教育課程の編成・実施方針に基づき、獣医学を構成する各分野の基本的な知識を学生が偏りなく修得できるものとしなければならない。

獣医学の専門授業科目は、獣医学を構成する各分野について、最低限必要な知識・技術を修得させる基本授業科目（コア科目）と、大学の特徴を活かし、各大学が独自に設定する専修授業科目（アドバンス科目）からなる（注2）。アドバンス科目の設定においては、当該獣医学課程が掲げる目的に基づいた特色あるものであることが望まれる（注3）。各分野別の授業科目に関しては、別添1の内容に留意して実施することが望まれる。

獣医学教育（学士課程）では、社会で活躍しうる実践的能力を涵養するために、総合参加型臨床実習を課さなければならない。本実習では、獣医師免許を所持しない獣医学生が診療行為に参加することになるため、大学は共用試験のような客観的な手法で学生の学力を事前に評価しておく必要がある

<学位授与方針、教育課程の編成・実施方針>

各獣医学教育組織は、自ら掲げる獣医学教育（学士課程）の目的に基づき、修得すべき知識・技能・態度など、獣医学（学士）の学位にふさわしい学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）を定め、公表しなければならない。また、学位授与方針に基づき、教育課程の編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）を定め、公表しなければならない。

<教育課程の編成>

各獣医学教育組織は、獣医学の教育課程の編成にあたって、教育課程の編成・実施方針に基づき、獣医学を構成する各分野の基本的な知識を学生が偏りなく修得できるものとしなければならない。

獣医学の専門授業科目は、獣医学を構成する各分野について、全大学において共通となる最低限必要な知識・技術を修得させる基本授業科目（コア科目）と、大学の特徴を活かし、各大学が独自に設定する専修授業科目（アドバンス科目）からなる。各分野別の基本授業科目に関しては、獣医学モデル・コア・カリキュラムの内容に留意して編成・実施することが望まれる。アドバンス科目の設定においては、当該獣医学教育組織が掲げる目的に基づいた特色あるものであることが望まれる。

獣医学教育（学士課程）では、社会で活躍しうる実践的能力を涵養するために、総合参加型臨床実習を課さなければならない。また、学生自らが課題を探究し解決する能力や、課題解決の過程と結果を社会に対し論理的に説明する能力など、獣医師としての資質を涵養するために、特別研究（卒業

別添資料については、基礎的な情報を表形式で記載する「基本情報データ集」（様式作成中）に移行

(注4)。また、学生自らが課題を探究し、課題を解決する態度や、その過程と結果を社会に対し論理的に説明する能力等、獣医師及び獣医科学者としての資質を涵養するために、特別研究(卒業研究)を課すことが望ましい。この特別研究は、学生が特定の課題について、指導教員の指導のもと、学内外の施設において研究・実習・演習、特殊な技能の修得・応用、文献調査などを行い、その成果をまとめて論文又は報告書を作成するものである。特別研究は専修教育の目的を遂行する上で重要な役割を果たすものであり、その重要性に鑑みて、少人数の教育体制を構築するとともに、適切な単位を設定することが望ましい。さらに、獣医師の社会的責務を体得させるとともに、実地教育の一層の充実を期するために、各大学の実情に応じて適当と認められる範囲の実地研修(インターンシップ)を課すことが望ましい。

③ 教育方法

獣医学教育(学士課程)は、講義のほか実験、実習、演習あるいは研究等を含む授業科目を体系的に配置して、必修又は選択履修させるものとする。特に実習については、その役割を重視し、全身体験型の実習を実施することが望ましい。そのための十分な指導体制と時間を確保するとともに、実習の効果的な実施の時期を定めることが必要である。このため、学生が授業科目を体系的に履修できるような配慮(カリキュラムツリー又はカリキュラムマップなどの整備)も重要である。

獣医学教育組織は、学生が、授業科目ごとの学習目的や授業内容等を把握できるシラバスを作成し、教員も全科目の教

研究)を課すことが望ましい。さらに、獣医師の社会的責務を体得させるとともに、実地教育の一層の充実を期するために、各大学の実情に応じて適当と認められる範囲の実地研修(インターンシップ)を課すことが望ましい。

<教育の実施>

獣医学教育(学士課程)は、講義のほか実験、実習、演習あるいは研究等を含む授業科目を体系的に配置して、必修又は選択履修させるものとする。特に実習については、その役割を重視し、全身体験型の実習を実施することが望ましい。そのための十分な指導体制と時間を確保するとともに、実習の効果的な実施の時期を定めることが必要である。このため、学生が授業科目を体系的に履修できるような配慮(カリキュラムツリー又はカリキュラムマップなどの整備)も重要である。

獣医学教育組織は、学生が、授業科目ごとの学習目的や授業内容等を把握できるシラバスを作成し、教員も全科目の教授内容等を共有できるようにすることが必要である。

<総合参加型臨床実習体制の整備・臨床能力向上のための教育>

獣医学教育(学士課程)において総合参加型臨床実習を実施するためには、共用試験による客観的な手法で学生の学力を事前に評価するとともに、同実習の管理運営を行うための体制を整備する必要がある。そして、卒業後に獣医師としての責務を適切に果たせるように十分な知識・技能・態度を修得させ臨床能力の向上を図ることができる内容としなければ

現行基準大項目6「教育研究等環境」にあった総合参加型臨床実習に関する事項を移行

<p>授内容等を共有できるようにすることが必要である。</p> <p>獣医学教育（学士課程）では、科目ごとにあらかじめ示された適切な成績評価基準・方法で成績評価を行う必要がある。また、成績評価に関しては、学生からの異議申立制度を整備する必要がある。</p> <p>卒業要件としては、本基準に定める要件を備えた獣医学教育組織に6年以上在学し、182単位以上を取得することが必要であり、獣医学教育組織が定めた学位授与方針及び学位授与の手續に従い、学位授与を適切に行わなければならない（注5）。</p> <p>④ 共同教育課程等に伴う教育方法（注6）</p> <p>獣医学教育組織は、共同教育課程等の制度を利用して2大学以上で獣医学教育（学士課程）を行うことができる。この場合、遠隔講義、教員の相互派遣、学生の移動などの手法を有機的に組み合わせて行う必要がある。このため、教員は、学生の要望、意見を適切に聴取し、不断に教育手法や内容について検証、議論するファカルティ・ディベロップメント（FD）を実施し、その改善に努めることが必要である。</p> <p>（注2）平成23年3月、文部科学省に設置されていた「獣医学教育の改善・充実に関する調査研究協力者会議」の意見を踏まえ、獣医学教育モデル・コア・カリキュラムが策定された。このモデル・コア・カリキュラムでは、同教育の構成要素を、導入教育・基礎獣医学、病態獣医学、応用獣医学、臨床獣医学の四分野とし、別表に示すように、講義科目として51科目、実習科目</p>	<p>ならない。</p> <p><成績評価・卒業認定></p> <p>獣医学教育（学士課程）では、科目ごとにあらかじめ示された適切な成績評価基準・方法で成績評価を行う必要がある。また、成績評価に関しては、学生からの問い合わせ等に対応する仕組みを整備する必要がある。</p> <p>卒業に際しては、適切な要件を設定したうえで、獣医学教育組織が定めた学位授与方針及び学位授与の手續に従い、学位授与を適切に行わなければならない。</p>	<p>共同教育課程に伴う教育方法については、評価の視点2-4に関連して大学が説明することとする</p> <p>注の削除</p>
--	---	---

として19科目を挙げている。

- (注3) 獣医学教育モデル・コア・カリキュラム(平成23年度版)はすべての獣医学生が6年間の履修年限のなかで習得する2/3程度の内容(コア科目)を示したものであり、残りの1/3(アドバンス科目)は、設置大学が自ら掲げる獣医学教育(学士課程)の目的や社会的要求に応じて、履修時間の配分を変える、あるいは別立てのカリキュラムで実施することとしている。
- (注4) 共用試験は、総合参加型臨床実習に参加するための習熟度を審査するための全国統一試験である。主に知識を評価する客観試験 Computer-Based Testing (CBT)と、実技を通して主に技能・態度を評価する客観的臨床能力試験 Objective Structured Clinical Examination (OSCE)の2種類の試験より成る。
- (注5) 単位数の計算にあたっては、講義及び演習については1単位15～30時間の範囲、実験、実習については1単位30～45時間の範囲で大学が定めることとなっている。
- (注6) 複数の獣医学教育組織が相互に共同で教育プログラムを編成する仕組みで、平成20年に導入された制度(大学設置基準の一部改正)。構成大学のうちの他の大学における授業科目の履修を自大学の授業科目の履修とみなすことができる。構成大学において最低限取得すべき単位数は31単位である。

<p>(2) 学習成果</p> <p>① 学習成果の測定</p> <p>獣医学教育（学士課程）の改善・充実を図るために、また自らが行った教育の社会に対する説明責任を果たすために、学位授与方針に示した知識、技能、態度等の学習成果を学生が修得したことを把握し、評価することが必要である。</p> <p>② 国家試験、卒後の進路</p> <p>卒業生には、獣医師として就業するための獣医師法に基づく国家試験の受験資格が与えられる。獣医学は複数の分野にまたがる学際的学問分野であることから、獣医学を修めた卒業生は、臨床や公衆衛生分野などにとどまらず社会において多様な活躍が期待される。しかしながら、獣医学教育は社会からの付託を受けている専門教育であり、獣医学教育の充実と発展における使命と役割を担っている。よって、学生の進路指導においては、獣医学またはその関連職域について適切に教授することが重要であり、卒業生の進路状況・活躍状況を把握することが肝要である。</p>	<p><教育成果の検証></p> <p>獣医学教育（学士課程）においては、学位授与方針に示した知識・技能・態度等の学習成果を学生が修得したことを把握・分析することが必要である。</p> <p>また、獣医学は複数の分野を横断する学際的学問分野であることから、獣医学を修めた卒業生は、臨床や公衆衛生分野などにとどまらず社会において多様な活躍が期待される。一方で、獣医学教育は社会からの負託を受けている専門教育であり、獣医学教育の充実と発展における使命と役割を担っていることから、卒業生の進路状況・活躍状況を把握・分析することも必要となる。</p> <p>以上を踏まえ、獣医学教育（学士課程）では、教育上の成果を検証するとともに、その結果を教育内容・方法の改善に活用することが肝要である。</p>	
<p><学位授与方針、教育課程の編成・実施方針の設定、公表></p> <p>2-1 獣医学教育（学士課程）の目的に基づき、修得すべき知識・技能・態度など獣医学（学士）の学位にふさわしい学位授与方針を定めていること。</p> <p>2-2 学位授与方針を公表していること。</p>	<p>2-1 獣医学教育（学士課程）の目的に基づき、修得すべき知識・技能・態度など期待する学習成果を明示した学位授与方針を策定していること。また、これを踏まえて教育課程の体系、教育内容、授業科目区分、授業形態等を明示した教育課程の編成・実施方針を策定していること。</p> <p>2-2 学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針を教職員及び学生に周知し、かつ広く社会一般に公表していること。</p>	

<p>2-3 学位授与方針に基づき、教育課程の体系、教育内容、教育課程を構成する授業科目区分、授業形態等を示した教育課程の編成・実施方針を定めていること。</p>	<p>2-1 獣医学教育（学士課程）の目的に基づき、修得すべき知識・技能・態度など期待する学習成果を明示した学位授与方針を策定していること。また、これを踏まえて教育課程の体系、教育内容、授業科目区分、授業形態等を明示した教育課程の編成・実施方針を策定していること。</p>
<p>2-4 教育課程の編成・実施方針を公表していること。</p>	<p>2-2 学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針を教職員及び学生に周知し、かつ広く社会一般に公表していること。</p>
<p><教育課程の編成> 2-5 教育課程の編成・実施方針に基づき、教育課程を体系的に編成していること。</p>	<p>2-3 教育課程の編成・実施方針に基づき、次に掲げる事項を踏まえ、獣医師として求められる基本的な知識・技能・態度を養成するための教育課程を体系的に編成していること。</p>
<p>2-6 モデル・コア・カリキュラムの内容を網羅した講義内容であること。</p>	<p>(1) 獣医学教育モデル・コア・カリキュラムの内容を網羅したコア科目を適切に配置していること。</p>
<p>2-7 モデル・コア・カリキュラムの実習内容を実施していること。</p>	<p>(2) 獣医学教育（学士課程）の目的に基づいたアドバンス科目を適切に配置していること。 (3) 獣医師としての資質を涵養するために特別研究（卒業研究）を課していること。 (4) 獣医師の社会的責務を体得させ、実地教育の一層の充実を期するために実地研修（インターンシップ）を課していること。</p>
<p>2-8 教員の監督指導の下で適正に実習を実施していること。</p>	<p>2-5 教員の監督・指導のもと、適正に実習を実施していること。</p>
<p>2-9 講義と関連した実習を行う場合、それらが連動して行われていること。</p>	<p>2-3 教育課程の編成・実施方針に基づき、次に掲げる事項を踏まえ、獣医師として求められる基本的な知識・技能・</p>

<p>2-10 獣医師の資質を涵養する教育を行っていること。</p>	<p>態度を養成するための教育課程を体系的に編成していること。</p> <p>(1) 獣医学教育モデル・コア・カリキュラムの内容を網羅したコア科目を適切に配置していること。</p> <p>(2) 獣医学教育（学士課程）の目的に基づいたアドバンス科目を適切に配置していること。</p> <p>(3) 獣医師としての資質を涵養するために特別研究（卒業研究）を課していること。</p> <p>(4) 獣医師の社会的責務を体得させ、実地教育の一層の充実を期するために実地研修（インターンシップ）を課していること。</p> <p>2-4 教育課程を実施するにあたって、効果的な授業形態や方法が用いられていること。</p> <p>3-10 国際感覚と社会的な教養を備えた獣医師を養成するための環境を整備していること。</p>	
<p>2-11 総合参加型臨床実習を実施する際は、学生に対し客観性のある適正な事前評価（共用試験）を実施していること。</p>	<p>2-12 臨床実習開始前に学生の知識・技能・態度の評価を行い、総合参加型臨床実習を行う学生の質の担保を図っていること。</p>	
<p>2-12 モデル・コア・カリキュラムの内容に従い実践的能力を涵養する総合参加型臨床実習を実施していること。</p>	<p>2-13 患者の安全に配慮しつつ、臨床能力の向上のための教育カリキュラムを整備していること。</p>	
<p>2-13 動物死体を活用した解剖学教育を適正に実施していること。</p>	<p>2-6 動物死体を活用した解剖学教育及び病理学教育を適正に実施していること。</p>	
<p>2-14 動物死体を活用した病理学教育を適正に実施していること。</p>		
<p>2-15 獣医学教育（学士課程）の目的や社会的要求に応じたアドバンス講義科目を開講しているか。</p>	<p>2-3 教育課程の編成・実施方針に基づき、次に掲げる事項を踏まえ、獣医師として求められる基本的な知識・技能・</p>	

2-16 特別研究（卒業研究）を実施していること。	態度を養成するための教育課程を体系的に編成していること。	
2-17 適切な実地研修（インターンシップ）を実施しているか。	<p>(1) 獣医学教育モデル・コア・カリキュラムの内容を網羅したコア科目を適切に配置していること。</p> <p>(2) 獣医学教育（学士課程）の目的に基づいたアドバンス科目を適切に配置していること。</p> <p>(3) 獣医師としての資質を涵養するために特別研究（卒業研究）を課していること。</p> <p>(4) 獣医師の社会的責務を体得させ、実地教育の一層の充実を期するために実地研修（インターンシップ）を課していること。</p> <p>2-4 教育課程を実施するにあたって、効果的な授業形態や方法が用いられていること。</p>	
<p><教育方法></p> <p>2-18 学生が授業科目を体系的に履修できるよう、履修指導を適切に行うとともに、カリキュラムツリー又はカリキュラムマップなどを整備していること。</p>	2-7 学生が授業科目を体系的に履修できるよう、履修指導を適切に行っていること。	
2-19 シラバスにおいて、授業科目ごとに全体目標、授業概要、成績評価基準・方法を明示していること。	2-8 授業の目的、到達目標及び授業概要等が明示されたシラバスを作成し、それに基づいた授業を行っていること。	
2-20 シラバスの記載内容を改善する仕組みがあること。	2-17 成績評価の基準・方法を適切に設定し、あらかじめ学生に明示していること。	
2-21 厳格かつ適正な成績評価及び単位認定を行っていること。	2-18 設定された成績評価の基準・方法により、成績評価を公正かつ厳格に実施していること。	
2-22 成績評価に対しての学生からの異議申立制度を整備していること。	2-20 成績評価の公正性・厳格性を担保するために、学生からの成績評価に関する問い合わせ等に対応する仕組みを整備し、かつ、学生に対して明示していること。ま	

	た、その仕組みを適切に運用していること。	
2-23 適切な進級要件を設定し、学生に周知していること。	2-19 進級判定基準を設定・明示し、適切な評価・判定を行っていること。	
2-24 適切な卒業要件を設定し、学生に周知していること。	2-21 学位授与方針に基づき、公正かつ厳格な卒業認定を行っていること。	
<共同教育課程等に伴う教育方法> (該当大学のみ)	2-4 教育課程を実施するにあたって、効果的な授業形態や方法が用いられていること。	共同教育課程単独の評価の視点は設けず、評価の視点 2-4 において、遠隔講義や学生移動・教員移動等教育方法の工夫とその効果について言及することとする
2-25 コア科目に関して、Information and Communication Technology (ICT) による遠隔教育の効果を検証し、改善を図っていること。		
2-26 コア科目に関して、学生移動による効果を検証し、改善を図っていること。		
2-27 コア科目に関して、教員移動による効果を検証し、改善を図っていること。		
<学習成果の測定>	2-22 学生の学習成果、卒業者の進路状況等を把握・分析し、教育上の成果を検証していること。	
2-28 学位授与方針に示した知識、技能、態度等の学生の学習成果の修得状況を把握し、評価していること。	2-23 検証した結果を教育内容・方法の改善に活用していること。	
<国家試験、卒後の進路>		
2-29 新卒者の獣医師国家試験の合格率が 80%以上であること。		
2-30 卒業生の進路状況・活躍状況を把握していること。		
2-31 獣医師国家試験合格者の進路が獣医学に関連していること。		
3 学生の受け入れ	4 学生	

<p>① 学生の受け入れ方針の設定、公表</p> <p>各獣医学教育組織は、獣医学教育（学士課程）の目的に基づき、学生の受け入れ方針（アドミッション・ポリシー）を定め、公表しなければならない。</p> <p>② 入学者選抜、定員管理</p> <p>入学者の選抜の方法は、学生の受け入れ方針に従い、大学の責任において定める。選抜にあたっては、獣医学を修めるにふさわしい入学者を効果的に選ぶことができるように配慮する必要がある。また、獣医学においては、推薦入学・編入学・社会人入学等、多様な志願者層に対して積極的に門戸を開くことが望ましい。また、入学定員は、60～80人程度を標準とし、120人を越えないことが望ましい。適正な教育環境を保証するために、定員管理に努めなければならない。</p>	<p><学生の受け入れ方針、入学者選抜の実施、定員管理></p> <p>各獣医学教育組織は、獣医学教育（学士課程）の目的を達成するにふさわしい適性を備えた学生を受け入れることが求められる。そのためには、まずもって明確な学生の受け入れ方針（アドミッション・ポリシー）を設定し、公表しなければならない。さらに、入学者の選抜にあたっては、学生の受け入れ方針に従い、その方法を大学の責任において定め、獣医学を修めるにふさわしい入学者を効果的に選ぶことができるように配慮する必要がある。また、獣医学においては、学校推薦型選抜、総合型選抜、編入型選抜等により、多様な志願者層に対して積極的に門戸を開くことが望ましい。また、適正な教育環境を保証するために、定員管理に努めなければならない。</p> <p><学生支援></p> <p><u>学生の生活支援として、心身の健康、保健衛生等に係る相談等に適切に対応するためにカウンセリング等の指導相談体制を整備し、学生の生活環境への配慮が必要である。また、学生が快適で安全な学生生活を送れるよう、学生の人権に配慮し、ハラスメントの防止を図る必要がある。</u></p> <p><u>修学支援としては、学生の自主的な学習を促進させるさまざまな支援を行うことのほか、学生の能力に応じた補習・補充教育の実施が重要である。また、障がいのある学生、留学生など多様な学生に対する修学支援等の充実を図り、学生生活の安定のために大学独自の奨学金その他の支援制度を整備し、これらを担う組織を設け、適切に運用しなければならない。</u></p>	<p>現行基準大項目5「学生支援」を統合</p>
--	--	--------------------------

	さらに、進路支援として、進路支援に関する組織体制を整備して、進路選択に関わる指導・ガイダンスを適切に実施する必要がある。	
<p><学生の受け入れ方針の設定、公表></p> <p>3-1 獣医学教育（学士課程）の目的に基づき、入学前の学習歴・知識水準・能力などの求める学生像、入学希望者に求める水準等の判定方法を示した学生の受け入れ方針を定めていること。</p>	4-1 学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針を踏まえて学生の受け入れ方針を定め、求める学生像や入学者に求める水準等の判定方法等を明確にしていること。	
3-2 学生の受け入れ方針を公表していること。	4-3 学生の受け入れ方針や選抜方法・手続等をあらかじめ公表していること。	
<p><入学者選抜、定員管理></p> <p>3-3 学生の受け入れ方針に従って、適正に学生を受け入れていること。</p>	4-2 学生の受け入れ方針に基づき、入学者の適性を的確かつ客観的に評価するための選抜方法・手続等を設定していること。	
3-4 多様な入試制度により、多様な志願者層に積極的に門戸を開いていること。	4-4 入学者選抜を責任ある実施体制のもとで、適切かつ公正に実施していること。	
3-5 入学定員を適正に管理していること。	4-5 入学定員に対する入学者数及び収容定員に対する在籍学生数を適正に管理していること。	
4 教員・教員組織	5 教員	
<p>① 教育研究に関する組織</p> <p>獣医学の教育・研究活動は、教育組織の構成員の主体的・組織的な取り組みによって実施されなければならない。そのために、各獣医学教育組織は、教育の目的を最も効果的に達成できる教員組織、施設・設備及びその他の諸条件を備え、これを適切に管理運営する必要がある。</p> <p>教育の単位は、講座又は研究分野と必ずしも同じである必要はない。広範な領域にわたる獣医学教育（学士課程）を限ら</p>	<p><教員組織の編制></p> <p>獣医学の教育研究活動は、教育組織の構成員の主体的・組織的な取り組みによって実施されなければならない。そのために、各獣医学教育組織は、教育の目的を最も効果的に達成できる教員を配置するとともに、施設・設備及びその他の諸条件を備え、これを適切に管理運営する必要がある。また、その際は、教員及び職員が協働し、組織的な連携を図ることも肝要である。</p>	

れた時間のなかで効率よく行うため、最も適した制度を検討し、講座又は研究分野の枠にこだわらない教育単位を編成することが望ましい。また、それぞれの教育単位ごとに、各授業科目の内容に重複又は欠落が生じないように考慮して、授業科目と担当教員を決定する必要がある。以上に基づき、学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針を踏まえ、教員組織の編制方針を定めることが必要である。

② 教員組織

獣医学に関わる教育組織の専任教員数は、学生入学定員数を30～120名とした場合、68～77名以上とすることが望ましい(別添1参照)。専任教員のほかに学内の兼任教員を、さらに学内外で各種の実務についている獣医師及び獣医学に関連する分野の専門家を兼任教員として活用する。また、教員の配置にあたっては、教育の継続性、年齢構成、男女共同参画に配慮することが望まれる。

③ 教員の募集・任免・昇格

獣医学教育組織は、十分な教育研究能力や専門的知識・経験を備えた教員を任用するため、透明性のある手続等を定め、その公正な運用に努めることが必要である。

④ 教員の責務と資格

教員は、教育と研究、社会貢献に努め、研究活動を基盤とした水準の高い教育を実施しなければならない。教員の資格判定に際しては、専任、兼任、兼任を問わず、教育研究・指導能力に加え、獣医学の教育と研究の両面にわたる業績、獣医

教育の単位は、講座又は研究分野と必ずしも同じである必要はない。広範な領域にわたる獣医学教育(学士課程)を限られた時間のなかで効率よく行うため、最も適した制度を検討し、講座又は研究分野の枠にこだわらない教育単位を編成することが望ましい。また、それぞれの教育単位ごとに、各授業科目の内容に重複又は欠落が生じないように考慮して、授業科目と担当教員を決定する必要がある。以上に基づき、学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針を踏まえ、教員組織の編制方針を定めることが必要である。

獣医学に関わる教育組織の教員数は、学生入学定員数を30～120名とした場合、68～77名以上とすることが望ましい。なお、この教員は明らかに獣医学教育が主務と見なせる教員とする。また、このほか学内外で各種の実務についている獣医師及び獣医学に関連する分野の専門家を活用することが望ましい。教員の配置にあたっては、持続可能性や多様性に配慮することが望まれる。

獣医学教育組織は、十分な教育研究能力や専門的知識・経験を備えた教員を任用するため、透明性のある手続等を定め、その公正な運用に努めることが必要である。

<教員の資質向上等>

教員は、教育と研究、社会貢献に努め、研究活動を基盤とした水準の高い教育を実施しなければならない。教員の資格判定に際しては、獣医学の教育と研究の両面にわたる業績、獣医療の実践経験、学会や社会における活動に十分考慮する必要がある。また、教員はその資質向上を図るために、組織的かつ多面的にFD活動等に取り組まなければならない。

別添資料については、基礎的な情報を表形式で記載する「基本情報データ集」(様式作成中)に移行

療の実践経験、学会や社会における活動に十分考慮する必要がある。また、教員はその資質向上を図るために、組織的かつ多面的にFD活動に取り組まなければならない。		
<p><教育研究に関する組織></p> <p>4-1 教員組織の編制方針を定めていること。</p>	5-1 獣医学教育（学士課程）を支える教員組織の編制方針を策定していること。	
<p><教員組織></p> <p>4-2 専任教員を中心に、獣医学教育（学士課程）に必要な教員を確保していること。</p>	5-4 学生数に対する教員の比率が適切であること。	
4-3 専任教員を分野ごとに適正に配置していること。	5-2 獣医学教育（学士課程）を支える教員組織の編制方針に基づき、教育研究活動の実施に必要な教員を分野ごとに適正に配置していること。	
4-4 コア科目の実施にあたり、専任教員が適正に配置されていること。	5-3 コア科目及びアドバンス科目を実施するにあたり、適正な担当者を配置していること。	
4-5 アドバンス科目の実施にあたり、適正な担当者で実施されていること。		
4-6 専任教員の構成（獣医師免許保有状況、年齢、男女比）が適切であること。	5-5 持続可能性や多様性（性別、国籍等）に配慮して教員組織が適切に編制されていること。	
<p><教員の募集・任免・昇格></p> <p>4-7 専門性に配慮した教員任用に関する公正な基準を設定していること。</p>	5-7 教員の募集・採用・昇任を適切に行っていること。	
4-8 教員の任用に際して、透明性のある手続等を定めていること。		
<p><教員の責務と資格></p> <p>4-9 専任教員のコア科目に関する講義負担が過度とならないよう配慮していること。</p>	5-9 基幹教員の教育活動、研究活動、組織運営、社会との関係の形成・社会貢献等について、適切に把握・評価していること。	
4-10 専任教員のコア科目に関する実習負担（参加型臨床実		

習を除く)が過度とならないよう配慮していること。		
4-11 教員の資質向上を図るために組織的かつ多面的にFD活動に取り組んでいること。	5-8 教員の資質向上を図るための体制を整備し、組織的な研修及び研究を定期的実施していること。	
	5-6 獣医学研究を遂行し、将来の獣医学研究を担う人材育成に資する研究力を有していること。	研究に関する視点を新たに追加
5 学生支援	4 学生	
<p>① 修学支援</p> <p>学生の修学支援として、学生の自主的な学習を促進させるさまざまな支援を行うことその他、学生の能力に応じた補習・補充教育の実施が重要である。また、障がいのある学生、留学生など多様な学生に対する修学支援等の充実を図り、学生生活の安定のために大学独自の奨学金その他の支援制度を整備し、これらを担う組織を設け、適切に運用しなければならない。</p> <p>② 生活支援</p> <p>学生の生活支援として、心身の健康、保健衛生等に係る相談等に適切に対応するためにカウンセリング等の指導相談体制を整備し、学生の生活環境への配慮が必要である。また、学生が快適で安全な学生生活を送れるよう、学生の人権を保障するとともに、ハラスメントの防止に十分に配慮する必要がある。</p> <p>③ 進路支援</p> <p>学生の進路支援として、進路支援に関する組織体制を整備して、進路選択に関わる指導・ガイダンスを適切に実施する</p>	<p>(※大項目4の本文に統合)</p>	

必要がある。		
<p><修学支援・生活支援></p> <p>5-1 学生生活に関する相談・支援体制を整備し、適切に支援していること。</p>	4-6 学生生活に関する相談・支援体制を整備し、適切に支援していること。	
5-2 学生の自主的な学習を促進させる取り組みの支援、学生の能力に応じた補習・補充教育を実施していること。	4-7 適切な体制のもと、学生の自主的な学習を促進させるよう取り組み、学生の能力に応じた補習・補充教育を実施していること。	
5-3 障がいのある学生、留学生など多様な学生への支援体制を整備し、実施していること。	4-8 適切な体制のもと、多様な学生が学習を行っていくための支援を実施していること。	
5-4 学生生活の安定のために、奨学金その他の支援制度を整備していること。		
5-5 心身の健康、保健衛生等に係る相談等に適切に対応するためにカウンセリング等の指導相談体制を整備し、実施していること。	4-6 学生生活に関する相談・支援体制を整備し、適切に支援していること。	
5-6 学生の人権を保障し、ハラスメントの防止に十分に配慮していること。		
<p><進路支援></p> <p>5-7 進路支援に関する組織体制を整備して、進路選択に関わる指導・ガイダンス等を適切に実施していること。</p>	4-9 適切な体制のもと、進路選択・キャリア形成に関する相談・支援を実施していること。	
6 教育研究等環境	3 教育研究等環境	
<p>① 施設・設備</p> <p>獣医学教育（学士課程）に関わる施設・設備は、教育上の必要性とともに、獣医学における研究成果の生物産業への展開など、獣医学に対する社会的要請への対応と、動物福祉、先端医療などの地域社会における大学の使命も考慮して整備しなければならない。そのため、獣医学教育として設置すべき施</p>	<p><獣医学教育の実施に必要な施設・設備、附属施設の整備></p> <p>獣医学教育（学士課程）に関わる施設・設備は、教育上の必要性とともに、獣医学における研究成果の生物産業への展開など獣医学に対する社会的要請への対応と、動物福祉、先端医療等の地域社会における大学の使命も考慮して整備しなければならない。</p>	

<p>設・設備の他、大学の特色や地域の特性に応じて設置が求められる施設・設備がある。よって、必要に応じて、共同利用施設として対応する必要がある。</p> <p>② 各獣医学教育組織が設置する必要がある施設・設備</p> <p>獣医学教育（学士課程）に必要な講義室、実習・実験室、研究室等の施設・設備を整備しなければならない。また、獣医学の教育研究に必要な質・量ともに十分な学術情報資料を系統的に集積し、学生の学習、教員の教育研究活動等に資するよう整備し、その効果的な利用を促進する必要がある。さらに、実験動物を飼養する施設を整備し、適正な動物実験を実施しなければならない。これらの環境整備にあたっては、「動物の愛護及び管理に関する法律」及び「実験動物の飼養及び保管並びに苦痛の軽減に関する基準」を遵守するとともに、所轄官庁の「動物実験等の実施に関する基本指針」及び日本学術会議が策定した「動物実験の適正な実施に向けたガイドライン」に従って、国際的に広く普及している3R（Replacement、Reduction、Refinement）の原則を尊重する必要がある。</p> <p>各獣医学教育組織は、獣医学教育上、特に必要性を有する附属施設として、獣医学教育病院（動物病院、動物医療センター、獣医臨床センター）を設置しなければならない（注7）。<u>また、獣医学教育病院には、必要な数の専任教員・臨床教員及び動物看護師等の支援スタッフを配置する必要がある。</u>さらに、獣医学教育病院は、獣医学教育（学士課程）に資するだけでなく、地域の中核となる専門病院（地域獣医師及び住民への指導的役割を果たす施設）としての機能のほかに、卒後教育の場として活用することが望ましい。</p>	<p>以上を踏まえ、各獣医学教育組織は、獣医学教育（学士課程）に必要な講義室、実習・実験室、研究室等の施設・設備を整備するほか、獣医学の教育研究に必要な質・量ともに十分な学術情報資料を系統的に集積し、学生の学習、教員の教育研究活動等に資するよう整備するとともに、その効果的な利用を促進する必要がある。また、各獣医学教育組織は、獣医学教育上、特に必要性を有する附属施設として、獣医学教育病院（動物病院、動物医療センター、獣医臨床センター）を設置しなければならない。さらに、獣医学教育病院は、獣医学教育（学士課程）に資するだけでなく、地域の中核となる専門病院（地域獣医師及び住民への指導的役割を果たす施設）としての機能のほかに、卒後教育の場として活用することが望ましい。</p> <p>一方、各獣医学教育組織は、地域の条件や大学の置かれている状況を考慮し、可能な限り、大学ごとに特徴ある施設及び大学間共同利用施設を設置することが望ましい。</p> <p>各獣医学教育組織が選択して設置することが望ましい施設については、例えば、専門に特化した研修センターなどが考えられる。これらの施設については、大学間で相互利用できるよう積極的な対応を図ることが望ましい。また、各獣医学教育組織はその設置にあたって、既に設置されている施設と重複しないよう考慮することが望ましい。</p>	<p>獣医学教育病院における人員配置は大項目2「教育の内容・方法・成果」評価の視点2-10に包含するため削除</p>
--	--	--

<p>③ 各獣医学教育組織が選択して設置することが望ましい附属施設</p> <p>各獣医学教育組織は、地域の条件や大学のおかれている状況を考慮し、可能な限り、大学ごとに特徴ある施設及び大学間共同利用施設を設置することが望ましい。</p> <p>各獣医学教育組織が選択して設置することが望ましい施設については、例えば、専門に特化した研修センター（公衆衛生研修センター、野生動物臨床研修センター、毒性安全性研修センター、獣医熱帯病研修センター）などが考えられる。これらの施設については、大学間で相互利用できるよう積極的な対応を図ることが望ましい。また、各獣医学教育組織はその設置にあたって、既に設置されている施設と重複しないよう考慮する必要がある。</p> <p>④ 研究倫理や研究・診療活動の不正防止</p> <p>研究倫理や研究・診療活動の不正防止に関する規定を明文化し、これらに関わる教育を行うとともに、適切な組織のもと研究倫理の遵守を図り、適切に研究・診療活動を実施することが必要である。</p> <p>⑤ 国際性を踏まえた教育環境の整備</p> <p>獣医学教育組織は国際感覚を備えた社会的な教養を備えた者を育成するため、学生の海外派遣、留学生の受け入れ、英語による授業、外国人教員の雇用等を積極的に行うなど、グローバル化に対応した環境を構築することが望ましい。</p>	<p><各種実験・研究・診療活動に関する環境整備></p> <p>獣医学教育（学士課程）においては、実験動物を飼養する施設を整備し、適正な動物実験を実施しなければならない。これらの環境整備にあたっては、「動物の愛護及び管理に関する法律」及び「実験動物の飼養及び保管並びに苦痛の軽減に関する基準」を遵守するとともに、所轄官庁の「動物実験等の実施に関する基本指針」及び日本学術会議が策定した「動物実験の適正な実施に向けたガイドライン」に従って、国際的に広く普及している3R（Replacement、Reduction、Refinement）の原則を尊重する必要がある。</p> <p>また、研究倫理や研究・診療活動の不正防止に関する規定を明文化し、これらに関わる教育を行うとともに、適切な組織のもと研究倫理の遵守を図り、適切に研究・診療活動を実施することが必要である。</p> <p><国際性を踏まえた教育環境の整備></p> <p>獣医学教育組織は国際感覚及び社会的な教養を備えた者を育成するため、学生の海外派遣、英語による授業、外国人教員の雇用等を積極的に行うなど、グローバル化に対応した環境を構築することが望ましい。</p>	<p>現行基準「② 各獣医学教育組織が設置する必要がある施設・設備」の一部と「④ 研究倫理や研究・診療活動の不正防止」をとりまとめた</p>
--	---	--

<p>(注7) 大学設置基準第39条に規定される「家畜病院」は、獣医学教育に必置の施設との趣旨を徹底させるため、及び欧米先進国における呼称との整合性を保つため、例えば「獣医学教育病院」と名称変更するとともに、獣医学教育の一定の水準を確保するために、以下の内容に適合させることが望ましい。</p> <p>(1) 附属獣医学教育病院の面積は1学年の入学定員が60名までの場合5,000平方メートルを下回らないものが望まれる。60名を越える場合は、越えた人数に応じて相当の面積を増加するものとする。</p> <p>(2) 施設内には、診療施設に加えて、臨床教育施設として、視聴覚設備を備えた臨床実習室と臨床講義室を設けること。</p> <p>(3) 獣医学教育病院には患者を用いた研究の実施が可能な設備を設置すること。</p> <p>(4) 獣医学教育病院には各獣医学教育組織の特色に応じて複数の診療科を設けるとともに、救急医療等の機能を併設すること。</p> <p>(5) 獣医学教育病院は卒後教育の場としても活用すること。</p> <p>(6) 獣医学教育病院には必要な専任の教員・臨床教員に加えて動物看護師、薬剤師などの支援スタッフも配置すること。</p>		注を削除
<p><施設・設備></p> <p>6-1 獣医学教育に必要な講義室、実習・実験室、研究室等の施設を整備していること。</p>	<p>3-1 獣医学教育の実施に必要な教育施設・設備を適切に整備していること。</p>	

6-2 獣医学教育研究に必要な学術情報資料を整備し、学生及び教員が適切に情報を入手できるよう対応を行っていること。	3-2 獣医学教育及び研究に必要な学術情報資料を整備し、学生及び教員が適切に情報を入手できるよう対応していること。	
6-3 動物実験の倫理・福祉に配慮した実験動物の飼養に関する施設・設備を整備していること。	3-5 動物実験倫理・動物福祉に配慮した実験動物の飼養に関する施設・設備を整備していること。	
6-4 動物実験の倫理・福祉に配慮した動物実験に関する学内規則・飼養管理マニュアル等を整備していること。	3-6 動物実験を行うにあたり、倫理・福祉に配慮した動物実験に関する学内規則・管理マニュアル等を整備し、監督指導する委員会を設置していること。	
6-5 学内規則に従い動物実験に関して監督指導する委員会を設置していること。		
6-6 病原体等利用実験の法律等に基づいた学内規則・管理マニュアル等を整備していること。		3-7 病原体等利用実験に関わる法律等に基づいた学内規則・管理マニュアル等を整備し、監督指導する委員会を設置していること。
6-7 学内規則に従い病原体等利用実験に関して監督指導する委員会を設置していること。		
6-8 遺伝子組換え実験の法令に基づいた学内規則・管理マニュアル等を整備していること。	3-8 遺伝子組換え実験に関わる法律等に基づいた学内規則・管理マニュアル等を整備し、監督指導する委員会を設置していること。	
6-9 学内規則に従い遺伝子組換え実験に関して監督指導する委員会を設置していること。		
<各獣医学教育組織が設置する必要がある施設・設備>	3-3 附属獣医学教育病院の施設・設備を総合参加型臨床実習等の教育に活用できるよう整備していること。	
6-10 附属獣医学教育病院の施設・設備を参加型臨床実習等の教育に活用できるように整備していること。		
6-11 附属獣医学教育病院で実施する参加型臨床実習及び日常の診療・教育等に必要な専任教員と臨床教員(教員)、及び病院専任獣医師、研修獣医師と動物看護師等の支援スタッフ(スタッフ)を配置していること。	2-10 総合参加型臨床実習の指導教員の条件が明示され、必要な教員が配置されていること。また、必要な病院専任獣医師、研修獣医師、動物看護師等の支援スタッフが配置されていること。	総合参加型臨床実習に関する評価の視点は 大項目2の該当する 評価の視点で評価 を行うよう移動
6-12 附属獣医学教育病院で参加型臨床実習等のために十分な数の患者(症例)を診療していること。	2-14 附属獣医学教育病院において、総合参加型臨床実習等のために十分な数の患者(症例)を診察していること。	

<p>6-13 附属獣医学教育病院において参加型臨床実習等を適切に実施していること。</p>	<p>2-9 総合参加型臨床実習の管理運営体制が整備されていること。</p> <p>2-11 飼い主に臨床実習の意義が説明され、同意が確認されていること。</p> <p>2-13 患者の安全に配慮しつつ、臨床能力の向上のための教育カリキュラムを整備していること。</p> <p>2-15 総合参加型臨床実習に際して、獣医療行為に関する教育が行われていること。</p> <p>2-16 卒業時の臨床能力が明示され、総合参加型臨床実習において修得した能力を評価するシステムを有し、臨床能力を担保していること。</p>	
<p>6-14 附属獣医学教育病院が、獣医学教育(学士課程)の実施のために十分に活用されていること。</p>	<p>3-3 附属獣医学教育病院の施設・設備を総合参加型臨床実習等の教育に活用できるよう整備していること。</p>	
<p><各獣医学教育組織が選択して設置することが望ましい附属施設></p> <p>6-15 大学ごとに特徴ある附属施設を有しているか。</p>	<p>3-4 獣医学教育(学士課程)の特徴を生かした施設を設置し、教育研究に活用していること。</p>	
<p><研究倫理や研究・診療活動の不正防止></p> <p>6-16 研究倫理や研究・診療活動の不正防止に関する規定を明文化していること。</p>	<p>3-9 研究倫理や研究・診療活動の不正防止に関する規定を明文化し、適切な組織のもとでこれらを遵守するよう取り組んでいること。</p>	
<p>6-17 研究倫理や研究・診療活動の不正防止に関する適切な組織のもと、これらに関わる教育を行うなど研究倫理や研究・診療活動の不正防止の遵守を図っていること。</p>		
<p><国際性を踏まえた教育環境の整備></p> <p>6-18 学生の海外派遣及び受け入れを適切に行っていること。</p>	<p>3-10 国際感覚と社会的な教養を備えた獣医師を養成するための環境を整備していること。</p>	
<p>6-19 当該獣医学教育におけるグローバル化を推進するため</p>		

<p>の積極的な取り組みを行っているか。</p>			
<p>7 社会連携・社会貢献</p>			
<p>① 社会連携・社会貢献</p> <p>獣医学教育組織は、地域社会の住民及び獣医師に生涯学習の機会を提供する重要な役割を担っている。そのため、地域や大学のおかれている状況を考慮し、大学ごとに特徴あるプログラムを準備することが求められる。また、各大学で獣医学教育組織が獣医学の教育・研究の活性化を図るためには、獣医職全体の質的向上が不可欠であり、獣医師向け生涯学習の実施はその意味で重要である。また、一般社会の多様な学習需要に応えるため、公開講座等も行う必要がある。</p>		<p>※機関別認証評価との重複を解消するため削除</p>	
<p><社会連携・社会貢献></p> <p>7-1 生涯学習の機会を提供するため、獣医師を対象とした学術講習、研修等を実施していること。</p>			
<p>7-2 生涯学習の機会を提供するため、一般市民を対象とした公開講座等を実施していること。</p>			
<p>8 点検・評価、情報公開</p>	<p>6 自己点検・評価</p>		
<p>① 自己点検・評価、第三者評価</p> <p>獣医学教育組織は、教育、研究及び技術の質的向上を図らねばならない。全ての教員はこれを十分認識し、不断に自己点検・評価を行い、獣医学教育のさらなる発展のための改善に努めなくてはならない。そのため、教育、研究、実践経験、学会や社会における活動の各事項に留意した点検・評価を行い、個人、獣医学教育組織の各単位における自己点検・評価の体制を整備することが必要である。</p>	<p><自己点検・評価、結果に基づく教育研究活動の改善・向上></p> <p>獣医学教育組織は、教育、研究及び技術の質的向上を図らねばならない。全ての教員はこれを十分認識し、不断に自己点検・評価を行い、獣医学教育のさらなる発展のための改善に努めなくてはならない。そのため、教育、研究、実践経験、学会や社会における活動の各事項に留意した点検・評価を行い、個人、獣医学教育組織の各単位における自己点検・評価の体制を整備することが必要である。</p> <p>各獣医学教育組織は、自己点検・評価と任意の第三者評価を</p>		

各獣医学教育組織は、自己点検・評価と任意の第三者評価を定期的実施することにより、自己改善を目指した自律的な教育の質保証体制を構築しなければならない。

獣医学教育組織が、我が国における獣医師国家試験の受験資格を授与し、獣医学教育の国際的な水準を維持するという社会的責務を担っている点に鑑み、自己点検・評価だけでなく、第三者による客観的な評価を受けることが必要である（注8）。

② 情報公開

各獣医学教育組織は、目的に基づいて定めた方針（学位授与方針、教育課程の編成・実施方針、学生の受け入れ方針）、教育内容・方法、卒業認定や学位授与に関する様々な教育情報について、教職員、学生等の学内構成員に対して広く周知するとともに、ウェブサイト、大学案内等を通じて社会一般にも広く明らかにすることが必要である（注9）。

（注8）平成23年3月、文部科学省において「獣医学教育の改善・充実に関する調査協力者会議」が設置され、同会議により今後の獣医学教育改革の方向性が示された。この中で「自己点検・評価の実施や分野別第三者評価の導入等、獣医学教育の質を保証するための評価システムの構築」が提言された。また、獣医学教育に限らず、専門分野における第三者評価は、機関別認証評価に続く教育の質向上の仕組みとして期待されている（中央教育審議会答申 平成17年1月）。

定期的実施することにより、自己改善を目指した自律的な教育の質保証体制を構築しなければならない。

獣医学教育組織が、我が国における獣医師国家試験の受験資格を授与し、獣医学教育の国際的な水準を維持するという社会的責務を担っている点に鑑み、自己点検・評価だけでなく、第三者による客観的な評価を受けることが必要である。

<情報公開>

各獣医学教育組織は、自己点検・評価の結果等のほか、目的に基づいて定めた方針（学位授与方針、教育課程の編成・実施方針、学生の受け入れ方針）、教育内容・方法、卒業認定や学位授与に関する様々な教育情報について、教職員、学生等の学内構成員に対して広く周知するとともに、ウェブサイト、大学案内等を通じて社会一般にも広く明らかにすることが必要である。

注を削除

<p>(注9) 大学が学生に情報を提供する手段として、また社会に対する透明性を担保する上で、ウェブサイトを通じた情報発信はきわめて重要である。獣医学教育組織は独自のウェブサイトを持つことが望まれる。</p>		
<p><自己点検・評価> 8-1 自己点検・評価体制を整備していること。</p>	<p>6-1 組織的な自己点検・評価に関する体制を整備していること。 6-2 教育研究活動について組織的・継続的な自己点検・評価を行っていること。</p>	
<p>8-2 自己点検・評価及び第三者評価の結果を改善に繋げる仕組みを整備していること。</p>	<p>6-4 自己点検・評価及び第三者評価の結果を教育研究活動の改善・向上に結びつけていること。</p>	
	<p>6-3 学外の有識者による第三者評価を受けていること。</p>	<p>現行基準では大項目8の本文のみに記載のあった第三者評価の実施に関する視点を新たに追加</p>
<p><情報公開> 8-3 獣医学教育課程のウェブサイトを整備していること。</p>	<p>6-5 自己点検・評価及び第三者評価の結果を含む獣医学教育(学士課程)に関するさまざまな教育情報について適切に公表し、社会に対する説明責任を果たしていること。</p>	
<p>8-4 学生に教育に関する情報を適切に公表していること。</p>		
<p>8-5 教職員に教育に関する情報を適切に公表していること。</p>		